第７３回
鳥取市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日時：令和３年４月２６日（月）　１０時４５分～
場所：災害対策本部室（本庁舎３階）ほか

１　開　会

２　本部長あいさつ

３　報告事項

（１）新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部について

（２）各部局の対応について（緊急事態宣言・大型連休に向けた対応）

（３）新型コロナウイルスワクチンの接種スケジュール

（４）市長メッセージ

４　閉　会

（１）新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部について　①

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第１項の規定に基づき、下記のとおり、新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第６条第７項第３号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に関する緊急事態が発生した旨を宣言した。

記

１．緊急事態措置を実施すべき期間

令和３年４月25日から５月11日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第５項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

２．緊急事態措置を実施すべき区域　　東京都、京都府、大阪府及び兵庫県の区域とする。

３．緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、

・都道府県を越えて感染が拡大し、又はまん延しており、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生じてきていることから、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる

【内閣官房：新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の概要（令和3年4月23日発出）】

（１）新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部について　②

【新型インフルエンザ等対策特別措置法（抜粋）】

（市町村行動計画）

第八条　市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を作成するものとする。

２　市町村行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一　当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項

二　市町村が実施する次に掲げる措置に関する事項

イ　新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供

ロ　住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置

ハ　生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

三　新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項

四　新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

五　前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し市町村長が必要と認める事項

（市町村対策本部の設置及び所掌事務）

第三十四条　新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、市町村行動計画で定めるところにより、<u>直ちに、市町村対策本部を設置しなければならない。</u>

２　市町村対策本部は、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

①対策本部

総務部の対応

緊急事態宣言・大型連休に向けた対応等

項目	内容
指定管理施設における新型コロナウイルス感染予防対策の再徹底	【行財政改革課】 ・業種に応じたガイドラインなどを踏まえた必要な感染予防対策を再徹底 ・万一、陽性患者が施設を利用したことが判明した場合に備え、連絡体制や対応手順を再確認 （４月２２日依頼）
職員の管理に関すること	【職員課】 感染拡大防止・安全確保の徹底、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の対象地域への公務出張の原則禁止を含め、職員の行動管理について通知

令和３年４月２２日

指定管理施設所管課長　様

行財政改革課長

指定管理施設における新型コロナウイルス感染予防対策の徹底について（通知）

指定管理施設における新型コロナウイルス感染症の感染予防については、施設所管課により適切な対策が取られてきたところですが、近隣の自治体では緊急事態宣言の発令も見込まれており、鳥取県内でも感染の拡大が確認されています。

一方、今月末からは大型連休が始まり、人の移動に伴う感染リスクが更に高まる事が予測されます。

つきましては、所管する指定管理施設に応じた感染予防対策を再度ご確認いただくようお願いします。

また万一、施設の感染予防対策が不十分であった場合は指定管理者に対して早急に指導、指示を行い、改善をさせ、感染予防対策を徹底してください。

なお、本件は状況が刻々と変わるため、随時更新される本市の方針に沿っての対応をよろしくお願いします。

※ 感染予防対策は「鳥取県版新型コロナウイルス感染拡大予防対策例」、内閣府の「業種別ガイドライン」の最新版を基本としてください。

※ 万一、感染者が施設を利用したことが判明した場合に備えて、連絡網や対処手順等も併せて確認をお願いします。

・感染者が出た場合の運営については、指定管理施設においても『イベント・会議等の開催に関する基本的な考え方』及び『鳥取市コロナシグナル』（別紙）に沿った対応となります。

・また、指定管理者職員が濃厚接触者となった場合は、『職員課の対応方針』（別紙）に沿って、最後に接触した日の次の日から１４日間自宅待機となります。

※ 利用制限や事業の休止等をする場合は、可能な限り利用者へ周知するなど、混乱の起こらないように行ってください。

行財政改革課行政経営係
谷口、若田（内線 7132）

令和２年５月２６日
（令和３年２月２６日修正）

鳥取市新型コロナウイルス感染症対策本部

イベント・会議等の開催に関する基本的な考え方について

イベント・会議等（以下「イベント等」）については、下記の開催の検討項目及びイベント開催要件（令和３年２月２６日開催鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第６６回））及び感染状況等を踏まえたうえで開催を検討する。

ただし、鳥取市コロナシグナル（以下「シグナル」）がＯＮの期間中はシグナルの活動制限の考え方に基づいた対応を行うものとする。

１．開催の検討項目

国・県からの通知や「新しい生活様式の定着」、「業種別ガイドランの遵守」を前提に、感染防止策などの実施を行うこと。

２．イベント開催要件（対象期間：当面令和３年４月末まで次の基準を維持する）

区分	収容率等		人数上限
	歓声・声援等が想定されないもの （飲食を伴うが発声のないもの（映画館等）も食事時以外のマスク着用等の対策実施を前提に当区分として取扱う）	歓声・声援等が想定されるもの （食事を伴うものは当区分として取扱う）	
席がある場合	収容率100%以内	収容率50%以内	①収容人数1万人超 ⇒収容人数の50% ②収容人数1万人以下 ⇒5,000人 (注) 収容率と人数上限のどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）
席がない場合	人と人とが接触しない程度の間隔	十分な人と人との間隔（１m）	

※全国的・広域的な人の移動が見込まれる祭り等については、クラスター対策が困難であることから、中止を含めて慎重に判断。

◆現時点確保病床占有率が25%以上になった場合は、感染防止対策を徹底した上で次の基準での実施とする。

【屋内】5,000人以下かつ収容定員の50%以下の参加人数
【屋外】5,000人以下かつ人との間隔を十分確保（概ね２m）

6

・市以外の主催団体におかれても、開催の検討項目を参考にしていただくよう要請を行う。

３．開催中止・延期

感染が確認された日の次の日から起算して１週間を経過しない間に開催するイベント等は、原則中止又は延期とする。

ただし、国・県のガイドラインの実践等により、感染予防が図られる場合はこの限りではない。

鳥取市コロナシグナル

☆新規陽性患者の発生に合わせた市の対応を共有し、新型コロナウイルス感染症の効果的な感染防止、感染拡大防止対策に努める。

シグナル		オフ	オン
東部で 新規陽性患者		なし	あり
鳥取県版新型コロナ警報		東部で発令なし	東部で注意報以上の発令
活動制限	イベント・会議等	・手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、「新しい生活様式」に基づく基本的な感染防止策を徹底すること。 ・イベント等の主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、参加者の連絡先把握、接触確認アプリの周知、イベント・会議等前後の感染対策（行動管理含む）の呼びかけを行うこと。 ・イベント等の主催者は、特に、全国的な移動を伴うものには格段の注意をはらうこと。 ・イベント等の参加者には、自身が感染対策を徹底していても、感染リスクはあることを周知すること。 また、発熱等の症状がある者はイベント等に参加しない措置を講じること。	感染が確認された日の次の日から起算して１週間を経過しない間に開催するイベント等は、原則中止又は延期とする。 ただし、国・県のガイドラインの実践等により、感染予防が図られる場合はこの限りではない。
	市有施設	－	感染者が発症２日前以降に使用した施設は施設内の消毒が完了するまで休館とする。再開に当たっては濃厚接触者（施設職員等）の陰性確認など感染のおそれのない運営環境を要件とする。
		感染発生を予防する事項の呼びかけ ・手洗い励行、マスク着用 ・換気の徹底	その他の施設については、「イベント・会議等の開催に関する基本的な考え方」を踏まえ施設の開館継続・休館の判断を行う。ただし、福祉施設等臨時休業とする事で市民生活に重大な影響を及ぼす施設及び屋外スポーツ施設、公園、利用者が地域住民に限られ、かつ利用者が特定される施設はこの限りではない。 東部で鳥取県版新型コロナ警報の警報以上が発令期間中、各施設の判断で休館することを可能とする。

※1　東部で新規陽性患者確認された日の次の日から１週間新たに陽性患者が確認されない場合オフにする。
※2　シグナルの変更については、陽性患者の確認状況、行動歴などにより対応を変更する場合がある。

４．適用期間

この考え方は３月１日から適用する。また、感染等の状況により変更の可能性がある。

事　務　連　絡
令和３年４月２６日

各所属長　様
職 員 各 位

総　務　部　長

緊急事態宣言の発令及び大型連休を踏まえた職員の行動管理について（通知）

この度、政府が新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言を発令しました。職員の皆様には日頃より感染拡大防止と安全確保の徹底をお願いしてきたところですが、来週から始まる大型連休は、人の移動等に伴いこれまで以上に感染リスクが高まることが想定されます。各職員におかれては、緊急事態宣言の発令等を踏まえ、下記の対応を徹底してください。

記

１．感染拡大防止及び安全確保の徹底について

（１）**マスクの着用・三つの密の回避・手指消毒・換気の励行等の感染予防対策、行動記録票の作成を引き続き徹底**してください。**【別紙１，２】参照**

（２）**発熱等の症状がある場合はかかりつけ医等に速やかに相談**してください。

（３）やむを得ない理由により県外へ行かれた場合等で、その行動記録から感染拡大防止のため特にやむを得ないと認められる場合は、所属内で調整の上、**在宅勤務制度の活用**も検討してください。

（４）県外から講演会の講師等を招くことや、本市事業の関係者との打合せ等については、引き続き**オンライン形式での代替**を検討いただくとともに、これにより難い場合でも、緊急性、必要性等を十分精査の上、延期することも選択肢に入れつつ適切に判断してください。

２．公務出張及び私的旅行について

（１）**緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の対象地域への公務出張**については、旅行行程の一部に当該地域が含まれる場合も含め、**原則禁止とします**（コロナウイルス感染症対策関連業務など、極めて緊急性の高い業務に伴う公務出張は除く）。

※連携中枢都市圏域となる地域への公務出張については、当該地域が生活圏

域であることを踏まえ、**公務の内容、緊急性、必要性等を十分精査の上、実施について適切に判断いただく取扱いとします。**

（２）緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の対象地域以外の地域で、鳥取県の基準により**「感染流行厳重警戒地域」（政府の感染症対策分科会提言において、ステージⅢの判断目安とされているレベル）に指定されている地域への公務出張**については、緊急性の高い業務を除き**控えてください**。

（３）その他の地域については公務の内容、緊急性、必要性等を十分精査の上、公務出張の実施について適切に判断していただくようお願いします。

公務出張の際には、マスクの着用・三つの密の回避・手指消毒など感染予防に努め、対象地域の流行状況や各自治体が出す情報の確認など、感染防止対策を徹底してください。

（４）引き続き国外への公務出張は一律禁止します。

（５）**私的旅行**についても、やむを得ない場合を除き**公務出張と同様**とします。

３．職員に感染または疑いが確認された場合の対応について

「市職員に新型コロナウイルス感染または疑いが確認されたとき等の職場としての対応方針（令和３年３月８日改定）」に基づき、引き続き適切に対応いただくようお願いします。　**【別紙３】参照**

（担当）総務部職員課
人事係　外線 0857-30-8116　内線 7141

インフルエンザの
予防接種も
受けましょう

令和２年１１月　鳥取市保健所

別紙１

みんなで防ごう！
新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症の予防対策は、インフルエンザ等その他の感染症の予防にも有効です！

こまめに手洗い

マスク着用
咳エチケット

体調管理
健康観察

身近な間柄でも
要注意！

こまめに換気

三密を避ける

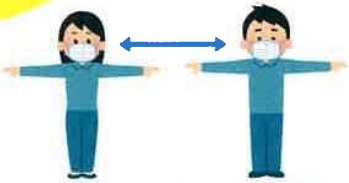

一定の距離を
保つ

令和2年11月1日から、相談方法が変わりました

発熱などの症状が生じたときは
事前にかかりつけ医等の身近な医療機関に
電話（FAX）で連絡を！

- ☑ 発熱などの風邪症状があるときは、無理をせず、学校や会社を休み外出を控え、**まずかかりつけ医等の身近な医療機関に電話（FAX）で連絡し、案内に従って受診してください。**
- ☑ かかりつけ医のない場合や、相談先に迷う場合は、受診相談センターに電話（FAX）で相談してください。

受診相談センター（受付時間　9:00～17:15） ※土日・祝日含む、12/29～1/3を除く	☎ 0120－567－492 FAX 0857－50－1033

上記受付時間以外は、東部地区の相談は
鳥取市保健所で受け付けます。

鳥取市役所（代表）☎0857－22－8111

陽性者との接触歴や接触した可能性があるなど
ご心配な場合は

接触者等相談センター ☎0857－22－5625

行 動 記 録 票（例）

別紙２

氏　　名：

※例）行先欄には、「コンビニ〇〇店に寄った」「食事処〇〇で食事した」等を記入してください。

No.	日付	時間	行先	移動方法	予防対策の有無（マスク等）		同行者（有の場合は間柄等を記入）			特記事項（同行者名等）
例）	〇/〇	～	コンビニ〇〇店に寄った	自家用車	有	無	無	有	友人3名	
1					有	無	無	有		
2					有	無	無	有		
3					有	無	無	有		
4					有	無	無	有		
5					有	無	無	有		
6					有	無	無	有		
7					有	無	無	有		
8					有	無	無	有		
9					有	無	無	有		
10					有	無	無	有		
11					有	無	無	有		
12					有	無	無	有		
13					有	無	無	有		
14					有	無	無	有		

別紙３

市職員に新型コロナウイルス感染または疑いが確認されたとき等の職場としての対応方針

令和３年３月８日版
総 務 部 職 員 課

１　感染予防、心がけること

＊日常の手洗い、咳エチケット等、感染予防のための健康管理を引き続き励行すること。
＊発熱等の風邪症状が見られるときは、出勤・外出を控える。
＊発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。
＊基礎疾患（持病）を持つ人で症状に変化がある人、新型コロナウイルス感染症以外の病気が心配な人は、まずは、かかりつけ医等に電話で相談する。

２　職員の感染が疑われる場合等の対応

（１）職員の対応

① かかりつけ医等の身近な医療機関（かかりつけ医がいないなど相談先に迷う場合は「受診相談センター（※）」に相談して紹介された医療機関）に相談する。

少なくとも次のいずれかに該当する人は、すぐに相談すること

＊息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
＊重症化しやすい人（※※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
（※※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）等の基礎疾患がある人や透析を受けている人、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている人
＊上記以外の人で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（症状が４日以上続く場合は必ず相談すること。症状には個人差があるため、強い症状と思う場合にはすぐに相談すること。解熱剤などを飲み続けなければならない人も同様。）

妊娠している人は、念のため、重症化しやすい人と同様に早めに相談すること

（※）受診相談センター
土日祝日含む９：００～１７：１５（１２月２９日～１月３日を除く）
電話０１２０－５６７－４９２
ファクシミリ０８５７－５０－１０３３
上記以外の時間
電話０８５７－２２－８１１１

② 陽性者と接触歴がある場合や、接触した可能性がある場合は接触者等相談センター（※※※）に相談し、指示に従って紹介された医療機関を速やかに受診する。

（※※※）接触者等相談センター（鳥取市保健所内）
電話０８５７－２２－５６２５（８：３０～１７：１５）

③ 新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、所属長に経過等を報告するとともに、保健所の指導に従い療養等を行う。この期間は『病気休暇』とする。診断書は復職時に所属長を経て職員課へ提出する。【報告書 職員の状況フロー5,6】

④ 以下の対象職員は、所属長の職務命令により『自宅待機』をすることとする。待機期間は所属長が必要と認めた期間（次に示す対象職員のア、イの濃厚接触者については検査結果が陰性であっても最後に接触した日の次の日から１４日間、ウについては受検から検査結果が判明するまで）とする。（判断が困難な場合は職員課に相談すること。）【報告書 職員の状況フロー2,4】

＜対象職員＞

ア　新型コロナウイルス感染者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった職員（濃厚接触者）

イ　新型コロナウイルス感染者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い職員（濃厚接触者）

ウ　息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがあったり、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く職員（妊娠中や重症化しやすい職員については、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある職員）のうち、医療機関（かかりつけ医等）に相談の後、受診を案内され、ＰＣＲ検査を受検することとなった職員

＜留意事項＞

ア　重症化するリスクが高い職員は、あらかじめ所属長にその状況を申し出ておくこと。

イ　『自宅待機』を命ぜられた職員は、勤務すべき時間中に不要不急の外出を行わないこと。

ウ　『自宅待機』を命じた場合には、業務に関連する資料整理、学習を行うよう命じるなど、勤務時間を有効に活用できるようにすること。

エ　勤務時間外においても、感染拡大防止という目的を理解の上、『自宅待機』の趣旨を考慮し、不要不急の外出は控えること。

⑤　当分の間、職員（会計年度任用職員（会任パートを除く）、再任用職員、任期付職員を含む）が次に掲げる場合に該当するときは、人事院規則の取扱に準じて『特別休暇（出勤困難休暇）』の取得を認める。（申請の際は、庶務事務システム内「休暇（年休・特別休暇）」の「災害または交通遮断等による出勤困難休暇申請」から起案すること。その際、申請画面上の備考欄に休暇取得に至った状況や理由を必ず入力すること）。【報告書 職員の状況フロー3,7】

（ア）検疫法に規定する停留（これに準ずるものを含む）の対象となった場合

（イ）検疫法の規定に基づき、職員又はその親族が外出しないことその他の新型コロナウイルス感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合（これに準ずる場合を含む）で、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

（ウ）感染症法の規定に基づき、職員又はその親族が外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

（エ）職員又は同居親族に発熱等の風邪症状が見られること等から療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（医療機関（かかりつけ医等）に相談の後、受診を案内され、ＰＣＲ検査を受検することとなった場合は『自宅待機』へ移行）

⑥　所属長は、重症化しやすい職員及び妊娠中の職員に対して、別に定める要領に基づき『在宅勤務』を命ずることができる。【報告書 職員の状況フロー1】

⑦　所属長は、上記③、④、⑤、⑥により職員から報告があった場合は、速やかに職員課に一報の上、別紙報告書を提出する。（状況に変化のあった場合はその都度報告する）

（２）職場における対応

職員に感染の疑いが生じた場合（集団感染の疑い等を含む）の職場対応（庁舎・施設単位）は、以下の対応を基本としつつ感染拡大防止策を講じるとともに、通常業務の継続検討と非常時優先業務の確認を行う。

- 消毒液による手指の消毒、手洗い等感染予防の徹底。
- 所属職員の健康状態を把握。
- 感染拡大防止のため、マスク着用。

（３）その他

保育園等、別に方針等作成されている場合は、それに従う。

令和３年３月８日版

新型コロナウイルス感染または疑いが確認されたときの職員の休暇等の報告書

１．報告対象の職員

所属名		職　名
職員番号	氏　名	報告回数
		初回・　　回目

２．職員の状況

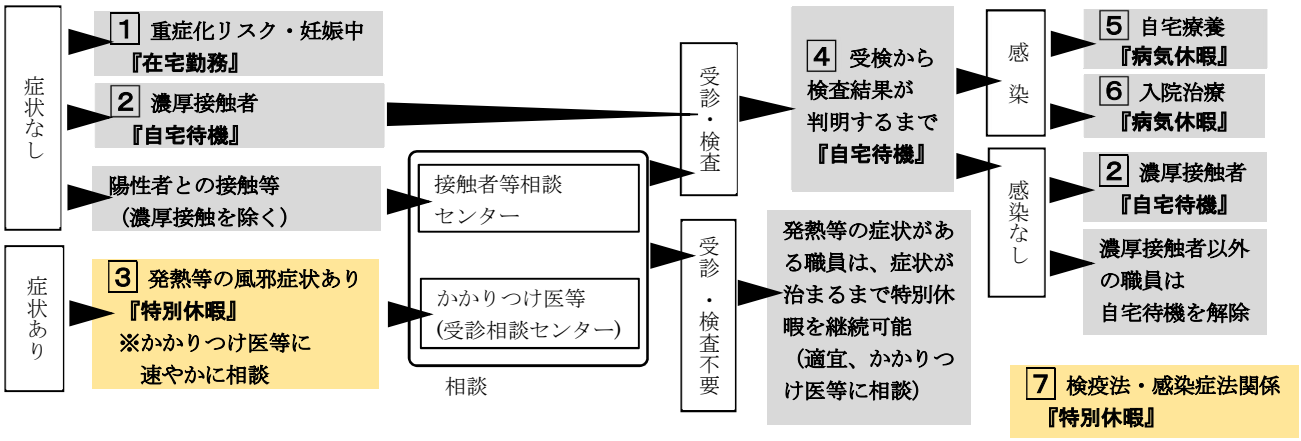

◆職員の状況（1～7）について確認してください。　※状況に変化のあった場合は再報告してください。

□1 症状はないが、重症化しやすい又は妊娠中のため『在宅勤務』している

□2 症状はないが、濃厚接触者として所属長の職務命令により『自宅待機』している

・新型コロナウイルス感染者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった職員

・新型コロナウイルス感染者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い職員

□3 発熱等の風邪症状があり、『特別休暇』を取得している

□4 ＰＣＲ検査を受検し、検査結果が判明するまで『自宅待機』している

□5 感染し、自宅療養のため『病気休暇』を取得している

□6 感染し、入院治療のため『病気休暇』を取得している

□7 検疫法に規定する停留、感染症法に基づく外出自粛要請等のため『特別休暇』を取得している

◆自宅待機、在宅勤務又は休暇等の予定期間

【期間】令和　年　月　日から　令和　年　月　日まで

◆2の場合は、濃厚接触に至った経緯を記入（例：同居の配偶者が感染したため濃厚接触に至ったもの。）

◆その他参考事項

※職員が回復等により出勤した場合は、職場復帰の日を報告してください

【職場復帰の日】令和　年　月　日

職員課 相談室（公式） soudansitsu@city.tottori.lg.jp へ報告してください

①対策本部　企画推進部の対応

緊急事態宣言・大型連休に向けた対応等

項目	内容
イベント・会議等開催状況	GW（4/26～5/9）におけるイベント・会議等の開催状況は次のとおり

【開催】

新規/旧 No.	日付	イベント名	事業内容	主催者	実施場所	屋内・屋外	参加者の状況		問合せ先	問合せ先外線
							人数	範囲		
	4/24～5/30	因州和紙和傘展	鳥取県米子市淀江町にある和傘伝承館が所有する、因州和紙を使用した番傘や、行燈、オリジナル和傘を紹介する作品展。	（公財）鳥取市文化財団	鳥取市あおや和紙工房	屋内		県内外	鳥取市あおや和紙工房	0857-86-6060
	4/27	第5回 白兎周辺地域魅力創造会議	白兎周辺地域の観光資源の活用や新たな魅力創造、地域間の連携方策等を協議・研究する会議	白兎周辺地域魅力創造会議（地元観光協会や自治会等で構成）	道の駅　神話の里白うさぎ	屋内	13	市内	観光・ジオパーク推進課　観光振興係（内線7532）	0857-30-8292
	5/1～5/2	おはなし会	毎週土、日曜日に図書館員またはボランティアによるおはなし会を開催	中央図書館	中央図書館	屋内	15	市内	中央図書館	0857-27-5182
	5/3～5/5	麒麟のまち鳥取市美術展屋外アートワークショップ	小学生以下を対象に、屋外アートで使用する傘を製作するワークショップを実施	麒麟のまち鳥取市美術展運営委員会	鳥取県立博物館	屋内（場合により屋外）	各20人（合計最大120人）	麒麟のまち圏域	文化交流課	0857-30-8021
	5/5	子どもの日のおはなし会	絵本の読み聞かせなど 対象：3歳以上	気高図書館	気高図書館	屋内	10	市内	気高図書館	0857-37-6036
	5/8	にほんごカフェ①	多言語でのフリートーク	国際交流プラザ	国際交流プラザ	屋内・屋外	10人程度	市内外	国際交流プラザ	0857-31-3253
	5/8～5/9	リサイクル古本市	図書館で除籍した本や家庭で不要になった本を提供する	用瀬図書館	用瀬町総合支所	屋内	100	市内	用瀬図書館	0858-87-2702
	5/9	おはなしの時間	絵本の読み聞かせなど 対象：3歳以上	気高図書館	気高図書館	屋内	10	市内	気高図書館	0857-37-6036

【中止】

	5/3～5/4	河原城春の大茶会	河原城への集客・誘客と災害支援を目的に、チャリティーイベントとしてお茶会を開催。お茶席披露、各種イベントなどを実施	河原城風土資産研究会	河原城イベント広場	屋外・屋内	1,000人	市内	河原町総合支所地域振興課	0858-76-3111

①対策本部　健康こども部の対応（１）

緊急事態宣言・大型連休に向けた対応等

項目	内容
緊急事態宣言地域・まん延防止等重点措置地域等への往来のお願い	◆緊急事態宣言地域：東京都、京都府、大阪府、兵庫県（香美町及び新温泉町を除く） ◆まん延防止等重点措置地域：宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、愛媛県、沖縄県 ◆感染が流行している地域（感染流行厳重警戒地域(Ⅴ)） ：福井、滋賀、奈良、和歌山、岡山、徳島、福岡、佐賀 ◆感染が流行している地域（感染流行警戒地域(Ⅳ)） ・北海道、青森、福島、茨城、群馬、富山、石川、長野、岐阜、三重、山口、長崎、熊本など （１）これらの地域に往かれた場合 ○原則、会食は控えてください。 ○やむを得ず会食される際は、次のことに気をつけてください。 ・食事は短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時は短時間でもマスクを着用。 ・同居家族などいつも近くにいる人のみで少人数で。 ・換気が良く、座席間の距離も十分で適切なアクリル板が設置され、混雑していない安心な店を選択。

①対策本部　健康こども部の対応（２）

緊急事態宣言・大型連休に向けた対応等

項目	内容
	（２）これらの地域から本市に来られた場合 ○本市内で２週間は会食など飛沫が飛んで感染のおそれが高い行動は控えてください。 ○倦怠感やのどの違和感、発熱、味覚・嗅覚など少しでも違和感を自覚した場合には出歩かず、まず「受診相談センター」や「接触者等相談センター」にご相談ください。 【受診相談センター】 受付時間：9:00～17:15　TEL：0120-567-492 聴覚に障がいがある方はFAX：0857-50-1033 上記時間以外：[東部]TEL：0857-22-8111 【接触者等相談センター】 [東部]TEL：0857-22-5625 ◆兵庫県のうち香美町及び新温泉町（因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏） ⇒通勤、通学、生活用品の買い物など、感染予防対策を十分取った上での必要不可欠な往来については、差し支えありません。ただし、不要不急の往来は控えてください。 ◆体調に不安があるとき　⇒　往来を控えてください。 【（参考）R3.4.23鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第76回）・第3回新型コロナウイルスワクチン接種体制協議会合同会議資料】

感染リスクが高まる「５つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。

場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば５人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。

場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。

場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。

場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。

①対策本部

経済観光部の対応

緊急事態宣言・大型連休に向けた対応等

項目	内容
鳥取市関西事務所	鳥取県関西本部と併せ、4月１３日から、週２日～３日の在宅勤務中心の勤務へ切替
「麒麟のまち関西情報発信拠点」	緊急事態宣言発出による中之島フェスティバルタワー地下街店舗への休業要請のため、4月２４日～5月１１日の間休業

①対策本部

経済観光部の対応

緊急事態宣言・大型連休に向けた対応等

項目	内容
◆砂丘周辺の渋滞対策	5/1～5/5の5日間、国・県・警察と連携し渋滞対策を実施 （対策本部：サンドパル２F） ○交通誘導員の配置（1日最大59人）および看板の設置 ○臨時駐車場の開設（オアシス広場、岩戸海岸）および 臨時バス等の運行 →マスクの着用確認、検温、消毒、定員の半減運行を実施 ○渋滞情報の提供（HP、Twitter）
◆所管施設の開館状況	所管施設は、通常どおり営業 【連休中のイベント：１件】 キッチンカーフェア（4/29～5/5　道の駅西いなば気楽里） 感染予防対策を徹底し、実施

①対策本部

都市整備部の対応

緊急事態宣言・大型連休に向けた対応等

項目	内容
感染拡大防止の啓発	【交通政策課】 鳥取駅、鳥取空港、バスターミナル、路線バス（砂丘線、空港線、くる梨）に啓発用ポスターを掲出（4/28設置予定）
公共交通機関等の感染対策	【交通政策課】 公共交通機関（路線バス、タクシー）、市運行バスの事業者に対し、感染対策の徹底と緊急時の連絡体制について確認（4月23日確認済）

この今も
闘っている
医療現場の
ためにも。

STOP!
感染拡大
― COVID-19 ―

感染症に関する相談先

【受診相談センター】
TEL 0120-567-492（9：00 ～ 17：15）
上記以外の時間　TEL0857-22-8111
【接触者等相談センター】
TEL 0857-22-5625

（３）新型コロナウイルスワクチンの接種スケジュール

■佐治町地域の75歳以上の後期高齢者を対象としたワクチン接種

〇市内で最も高齢化率の高い佐治町地域の75歳以上の方を対象としたワクチン接種（４月19日～５月28日実施予定）

■市内の65歳以上の高齢者を対象としたワクチン接種

〇接種券：４月30日に発送。連休明けの５月６日～10日頃に到着予定。

〇集団接種：５月22日（土）、23日（日）に駅南庁舎を会場として開始。
以後、毎週土日に駅南庁舎と、それ以外（鳥取県立福祉人材研修センター、用瀬保健センター、プラザ佐治記念ホール、鹿野保健センター、青谷町総合支所）の１～２会場を組み合わせて実施。

〇個別接種：５月24日（月）より開始（市内94協力医療機関）。

■高齢者以外の方へのワクチン接種

〇基礎疾患を有する方、高齢者施設等従事者へのワクチン接種：７月下旬より開始予定。

〇その他一般の方へのワクチン接種：８月下旬より順次開始、令和４年２月中に接種完了予定。

■予約方法等

〇ワクチン接種は事前予約制。予約方法等については、接種券に同封のチラシや市公式ホームページ等でお知らせします。

（４）市長メッセージ

従来より感染力の強い変異ウイルスの影響などにより、大都市部を中心に全国各地で新型コロナウイルスの感染が拡大し、政府は兵庫県、大阪府、京都府、東京都の４都府県へ緊急事態宣言を発出しました。

変異ウイルスは感染拡大のスピードが速く、基礎疾患の無い若年層でも重症化する傾向があり、これまで以上に私たちの健康、生命への大きな脅威となっています。こうした中、国内で新型コロナウイルス感染症が確認されてから2度目のゴールデンウイークを迎えようとしており、県外の方との接触の機会が増加することが予想されます。

市民の皆様におかれましては、連休中、緊急事態宣言の対象都府県をはじめとする感染拡大地域との往来、県外の方との接触や会食をできる限り避け、感染防止に努めていただきますようお願いします。また、家庭内の身近な間での感染も増えていますので、三密を避けるほか、マスクの着用、手洗い、換気など感染予防を徹底していただきますよう重ねてお願いします。

なお、連休中も通常どおりの相談体制を維持していますので、発熱等によりどの医療機関に相談すればよいかわからない場合は「受診相談センター」に、県外の方との接触などにより心配な方は「接触者等相談センター」に御遠慮なくご相談ください。